

周逸グランプリ 審査基準

周南市産の農林水産物を使用した加工品の中から、募集する商品のジャンルに最もふさわしいものを「周逸グランプリ」に選考するため、選考にあたっての審査基準を次のとおり定める。

1 対象

周南市産の農林水産物を使用した加工品であって、年度ごとに別に定める商品の募集要領（以下「募集要領」という。）に規定する応募要件（以下「応募要件」という。）を満たすものとする。

なお、「周南市の農林水産物」とは、次のものをいう。

- A 農林産物・・・周南市で生産及び収穫された農林産物
(米穀類、野菜類、果実類、花き類、木材、きのこ類等)
- B 水産物・・・佐波川水系、錦川水系及び島田川水系又は周南市で水揚げされた水産物（魚介類、海藻類）
- C 畜産物・・・周南市で飼育された家畜（牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵等）

2 審査項目

(1) 1次審査

- ①要件該当性
- ②信頼性・安全性
- ③市場性・将来性
- ④素材（追加審査項目）

(2) 2次審査

募集要領に定める基準

3 審査方法

(1) 1次審査

周南市地産地消推進協議会事務局において、次の手順で行う。

- ア 上記①の項目について、応募要件を全て満たしているか審査する。
- イ アを満たしている場合、上記②③の項目について、申請書類及びヒアリングにより総合的に判断し、90点満点で採点する。そのうち、審査員の合計獲得

点数の平均が満点の7割以上の応募商品のうち点数の高いものから順番に最大5品を選定する。

5番目の商品が複数ある場合は、当該商品を上記④の項目で採点し、点数の高いものを上位とする。

なお、選定された商品が1品以下となった場合は2次審査を行わず、再度募集を行うものとする。

<評価の視点及び配点>

審査項目	評価の視点	配点
信頼性 安全性	・信頼性の裏付けとなる客観的事実(受賞歴や認証等)があるか	15
	・品質管理、衛生管理、クレーム処理の体制が整っているか	15
	・安全性の高い素材を使用しているか	15
市場性 将来性	・将来にわたり安定的な生産・販売が見込まれるか	15
	・後継者育成、技術伝承、設備投資等の取り組みがあるか	15
	・事業者を増産、販路拡大の意思があるか	15
計		90

追加審査項目	評価の視点	配点
素材	・使用する素材の生産量や入手しやすさを考慮の上、周南市産の素材の使用量は十分であるか	10

(2) 2次審査

プレゼンテーション及び商品の試食を踏まえて、募集要領に定める基準に基づき、審査員1人につき1つの商品に投票する。その結果、得票数が最も多いものを周逸グランプリに認定するものとする。

最も多い得票数が同点となった場合は、市長及び地産地消推進協議会役員が協議により決定する。